

2021年11月30日

保護者各位

甲陽学院中学校・高等学校

校長 今西 昭

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」改定を受けて

大流行となった「第5波」は専門家の予測を超える速さで収束し、社会活動との両立が模索される段階を迎えています。しかしながら、この急激な感染減少の理由はまだ明らかでなく、またわが国と交流の多い諸外国での感染者急増という状況下では、残念ながら安心して通常の学校活動ができる段階ではありません。

このたび兵庫県から「新型コロナウイルス感染症に係る対処方針」の改定が通知されました。その内容に準拠し、12月1日より下表（「登校の可否の判断基準」）のうち **B-1、B-3については、現在の感染状況下では適用しないことといたします。** どうぞよろしくご協力ください。

#### A. 生徒本人の状況

1	発熱や風邪症状がみられる場合（呼吸症状、倦怠感等を含む）	治癒するまで（医師が登校すべきでないとした期間）
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所から指定された期間（目安は14日）
3	PCR検査の対象となった場合	検査結果が判明するまで（陰性なら登校可だが、医師や保健所の指示があればそれに従う）
4	感染が判明した場合	治癒するまで（主治医・保健所の判断）

#### B. 同居家族の状況

1	<b>発熱や風邪症状がみられる場合（呼吸症状、倦怠感等を含む）</b>	<b>同居家族の症状が消失するまで（「レベル2」、「レベル3」の場合に適用）</b>
2	濃厚接触者に特定された場合	同居家族の検査結果が判明するまで（陰性なら登校可だが、医師や保健所の指示があればそれに従う）
3	<b>PCR検査の対象となった場合</b>	<b>同居家族の検査結果が判明するまで（陰性なら登校可だが、医師や保健所の指示があればそれに従う）</b>
4	感染が判明した場合	A-2、A-3へ

**\* 対処方針では「登下校時には、マスク（不織布マスク推奨）を着用し、マスクをはずした場合は会話を行わない」ことが引き続き要請されています。**